

変 更 届

事 項	毒物劇物営業者……………店舗の名称等を変更したとき
根拠法令	法第10条 施行規則第10条の2、第11条
提出部数	1部提出（松本市保健所）
添付書類	<p>1 毒物劇物営業者関係</p> <p>(1) 登録を受けた法人の名称の変更……登記事項証明書等</p> <p>(2) 登録を受けた法人の主たる事務所の所在地の変更……登記事項証明書等</p> <p>(3) 毒物又は劇物の貯蔵設備等の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 変更前の貯蔵設備等の図面</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 変更後の貯蔵設備等の図面</p> <p>(4) 店舗の名称の変更……添付書類なし</p> <p>(5) 登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）</p>
注 意	製造（輸入）業の変更届（登録を受けたものの氏名、住所及び営業所名称）にあつては、法第12条にかかる法定表示変更に留意すること。
その他	30日以内に届け出られなかった場合には遅延理由書

変 更 届

業 務 の 種 別			
登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日		第	号
製造所（営 業所、店 舗、主たる 研究所）	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考	(電話)		

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

松本市長 様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の一般販売業、農業用品販売業若しくは特定品目販売業の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみの取り扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。